

(第一類 第三二號)

第五回 國會議院 地方行政委員會會議錄 第二十五號

昭和二十四年五月十八日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事大泉 寛三君 理事川西 清君

理事川本 末治君 理事菅家 喜六君

理事久保田鶴松君 理事藤田 義光君

理事立花 敏男君 理事岡田 安正君

大内 一郎君 河原伊三郎君

清水 逸平君 野村專太郎君

龍野喜一郎君 足鹿 覺君

門司 亮君 千葉 三郎君

谷口善太郎君

出席國務大臣

國務大臣 木村小左衛門君

出席府委員

内閣官房次長 郡 祐一君

總理府事務官 荻田 保君

地方行政委員 荻田 保君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日(の)會議に付した事件

地方財政法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一七六号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七九号)

○中島委員長 これより會議を開きます。

前會に引續き地方財政法の一部を改正する等の法律案、及び地方税法の一部を改正する法律案を一括議題といたしまして質疑を続行いたします。通告

第一類第三二號

地方行政委員會會議錄 第二十五號 昭和二十四年五月十八日

順によりまして質疑を許します。門司委員。

○門司委員 私は地方財政法に関する質問でございます。第一点といたしまして木村國務大臣にお伺いしたいと思ひます。四月十八日付で、厚生省予防局の衛生統計部の指導課長から、各都道府縣の衛生部長あてに出た通牒であります。この通牒によりまして、長くなりまして、この通牒を要約すると、省略いたしますが、衛生統計の専任職員は必要とする統計であるとの見地より、地方財政法第十一條に基づき、從來二分の一以内の國庫補助であつたのを全額補助とした。但し標準單價の俸給、給料一人年額七千七百五十円であるところを俸給は標準單價で給料のみ一人年額四万円として、よくここに承認を得ることができた。これがため予算の施行にあつては、給料について若干不足を生ずるものと思ひますが、右の通りの事情であるから御了解をお願いしたい。というふうな通牒が出ております。そうしてこれは地財委の方が大体承認をしておられるという形であり、さらに近いうちに地財委からこの旨が通達されるであらうというふうなことが書いてあるのではありませんか、これについて國務大臣は御承知になつておるかどうかということでありまして、通牒のその面を讀んでみますと、一本予算が確定された場合は地方財政委員に會に移管されると思はれるが、本職員に設置に際しては他の職員と混同のな

いよう設置されるように、口頭をもつて地方財政委員會に對して申入れた結果了承せられたから御了解願ひたい。なお本件については確定次第、正式文書をもつて連絡する方針である。このうに書いてあるのではありませんか。この文面から見ると、大体一級官、二級官あるいは三級官の年額は、當然七千七百五十円になります。この四万円というものは、雇員一人の年額の給料であります。従つてこの衛生統計をつかさどります職員の費用が、こ

成の上に、給料の算定等について大分誤算があつたのではないか、こう思はれるのであります。誤算があつた結果でこれだけの金より少ないから、あとはそちらで工面してくれというふうなことの通牒を發しておられると思いますが、予算については大体の交渉を受けておりました。このうに通牒が出ましたことは、私の方では何の交渉も受けておりません。

○門司委員 大体交渉をお受けになつていないということになります。ならば、こ

ういふ雇員、いわゆる年額四万円でありますれば、おそらく女給仕ぐらゐしか使えないと思ひますが、さういふ年額し予算が使えるのだから、しかるべくそちらでやつてくれというふうな通牒で、地方の自治体が今日までまかされておられることは、非常に私は迷惑すると思ひます。この点についてほんとうに打合せができておるかどうか、これを先に御質問申し上げておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 衛生統計の職員の給料につきましてはお説の通りであります。昨年度は二分の一の國庫補助で運営しておりましたが、本年度の予算におきましては地方財政法の十一條第二号の規定で、全額國庫負担の建前に改めてあります。そういう通牒が参つておられますことは、地財委の方では交渉を受けておられないし、その通知も受けておりませんが、この間違ひの起りました原因を想像いたしますと、今年初めてのことでありまして、予算の編

製の上、まことに遺憾であります。けれども、即ちせられた予算内で何とかやつてもらふということよりはかに方法はないかと思ひます。

○門司委員 そのが非常に問題でありまして、この地方財政法の建前から申し上げますと、國と地方との負担区分を明確にするということが、今度の改正の重要な点だと思ひます。われわれから申し上げるならば、今次提案されましたものの中で、負担区分についての意見を相持合せておるのであります。これらの意見は後ほどにいたしまして、基本の理論とい

は地方でしかるべくやつてくれという

ようなことで、一体地方の自治体がやつて行けるかどうかということであり

ます。當然配付すべき配付税すら十分に配付しないでおいて、さうしてその上に國の委任事務については、國の予算がないからとはお前の方でやれというふうなことで、もし地方の公共團體が國から與えられた予算の範囲内で仕事をやる。たとえば國の衛生に關係いたします役人、衛生統計の専任職員を、かりに費用がないからと言つて、女給仕を一人雇つて、一体その仕事をやる。さういふ當然でない仕事をせざるに押しつけて、さうして地方財政のほんとうに枯渇しているものを、平たい言葉で言ひますならば、それをいじめるというふうなことで、地方の公共團體にはおそれる私はやつて行けぬと思ひます。さうしてこれらの職員はやはり國の職員として、地方の公共團體の中では、なか／＼知事の言ふことなどさう簡単に聞かないやうなことが、從來の官僚のものの考え方からするとわれ／＼は考えられる。使にくい職員を引受けて、その上に給料の支弁もしなければならぬということになつて参りますと、地方住民はまつたく迷惑する。これの例を私ははつきり申し上げます。こまかいことを言ふわけには参らぬと思ひますが、かりに横浜市で、從來の規定において國が二分の一あるいは全額負担するといふ幾多の條項について、昨年度の予算面と決算面を見ますと、横浜における國の委任事務で當然國が支拂うべ

きものであるが、地方財政法で定められた——その当時において定められたもので市が負担しておるものが、約一千三百八十万円に上つております。これだけ現在においてすら横浜市が負担しておる。神奈川県を一應調査してみますと、神奈川県におきましては約四百万円近いものが、国の委任事務でありながら、国から費用が来ないために県が負担しておる。こういう形になつておるのであります。従つてこれが全国の都道府県並びに市町村が負担している額というものは非常に大きな額である。こういうことになつておりますので、われわれは地方の公共団体の経費が、配付税が減額されて、その上にまたこういうものが押しつけられるということになつて参りますと、ここにいくら地方財政法の改正を行ひまして、そして地方と國との負担区分を明確にするといつたところで、これは文章の上での明確であつて、實際においては明確になつていないというやうなことになるので、この地方財政に関する法律案の一部改正というものは、私はほとんど意味がないと思ふ。

さらに私は聞いておきたいと思ふ。ごとは、もしこういうふうな國が都道府県、市町村に対して当然負担すべきものを負担しなかつた場合に、もし地方の公共団体が、その事務を滞滞せしめるとか、あるいはその事務を放棄するというわけには行かぬでしょうが、十分に果さなかつたときの責任は一體國が負うべきであるか、地方公共団体が負うべきであるか、これは非常に重要な問題でありますから、念のためにお聞きしておきたいと思ふ。

○木村國務大臣 大体の御論旨はまことに私もこもつとも思ふ。正当な御論旨であると思ふ。ただいまの事例にもありました衛生統計職員全額の國庫負担というものは、今年初めて実施せられるものであります。地方財政法ができてから初めてのことであります。いろいろ先ほどの御趣旨のごときものもありますが、今年初めて実施せられることで、この予算については、いろいろ多岐複雑にわたつて、不合理な点や、ずさんの点があることと思ふ。將來はこういう点があつてはならず、これでよくわかりますから、次年度あたりからは十分注意すべきでありますけれども、今年は今までの予算が國會で通過してしまつておるから、通過してしまつたあとの問題であります。どうしてこの金は出どころというものがなないといふことになるのは御承知の通りであります。大体こういう場合にはやむを得ませんから、指定されました範囲——いくらを指定しておりますから、年額四万円の指定でありますから、その四万円の指定の範囲内でやつていただくということよりはかに方法がない。なおそれでどうしてもできない、それでは町村の負担が過重でどうもならぬといふことでありますれば、これはどうも結論は、國家が最高權威である機能を持つ國會で、予算でもとるやうに議決していただくか、あるいはすでに予算が議決されておりますので、ただいまのところ御趣旨もつともであります。何ともいたし方がなからうと思ふ。厚生省が單獨にこういう通知を出したといふことも、これは交渉も何もありませんけれども、

察するにこれはこれだけしかあそこには割当てない。予算がなかつたからやつたものではないかと、私もただいま初めて承つておりますので、そのやうに思ふ。そして最後にそれが責任をとるかといふことになりまして、なか／＼これはむずかしい問題でありまして、國がとる、國會がとるというやうな問題になると、どうも、ただちにどこがとるかといふことを答へいたしかねる次第であります。

○門司議員 非常に奇怪な答へを聞くのでござい。國會が責任を負うべきだ、もちろん國會ですべてのものを議決いたしておりますので、責任を負うべきだといふことになつて参るとは一應考えられます。しかし國會の中にはいろいろ意見があつたと思ふ。従つてわれ／＼は現在の予算といふものを承認しておるわけではあります。しかし國會の建前が多数決によつてきめられておるもので、國會のわれ／＼がその責任の一端を背負うといふことは、これは當然だと思ふ。反対をしたからわれ／＼の責任が全然ないといふことは申し上げません。しかしながら政府は予算を見ます場合に、地方の公共団体がこういう非常に大きな額を負担しなければならぬ。横浜市だけでも一年に約千四百万円を負担しておる。これが全國になりますれば、何十億とか、何百億になるかわからぬ、そういう大きな、當然地方に負担をかけてはならない國の事務について負担をかけるやうなことを、政府自体が予算の上に現わしたといふことに、予算編成上の政府の責任を追究しなければならぬ。われ／＼はこういうこと自体が、政府の提出した

予算面においてはつきりしてないけれども、ばならないのでありまして、政府が地方の公共団体にこういう非常に大きな迷惑をかけることを承知しながら予算を提出して、それが議決されたものは國會の責任であるといふやうなことになるのであります。一体どこにはつきりした私どもの意見というものが反映するかといふことであります。私はもし大臣がそういう御意見ならば、今日地方の公共団体が非常に迷惑をして、そしてこういう大きな負担をしなければならぬ、そしてできるだけの仕事をやればよいといふやうな、無責任な言ひをするやうなことが、もし國會でそういうことを定めたといふやうなことは、國會議員の一人として言えないと思ふ。おそらく予算に賛成された方々もそういう無責任なことには賛成されたわけでは断じてなかつたと私は思ふ。その点は大臣に明確な、正確な御答へを願ひたい。

それからさらに申し上げておきますが、責任の帰属はいずれにあるかといふことが、大臣は非常にむずかしいといふお話をあつたのであります。それならばおつたで私お聞きしておきたいと思ふ。これは、こういうふうな非常に大きな負担を背負つてまでも地方の公共団体がやらなければ、實際の仕事はできないのであります。たとへば先ほど申し上げましたのは、全体の予算の分担区分の事例である。横浜市における、神奈川県における一つの事例であります。選挙一つを考へてみても、後ほど官房長官がおいでになります。この点は明確にしたいと考えております。選挙の際にも七億七千万円の予算で一應お組み

になつた、選挙費用のなお足らざる分は、當然國が補償するといふことを言つておきながら、全國の統計を見ますと、一億八千二百万円の地方負担になつておるのであります。これをいまだに支拂われておらない地方は、一つのものの処理をしようといひますならば、國から予算が来るものだと思ひたしまして、またそれを信じてそして仕事をやつてしまつて、すでに使つてしまつておる金である。その金を國が補償しないといふことになりまして、ならば、地方公共団体はどうなるか。そのときに國がそれらの費用を補償しなかつた場合に、地方公共団体が國に対してとるべき手段、國に対して請求すべき何かの規定も、この地方財政法の中には規定されていないのであります。地方財政法の中に、はつきりそういう規定がなければならぬはずであります。國が約束しただけの金を全部地方公共団体に拂つて、そして何らの誤謬もなければこのままでいいけれども、先ほどから申し上げておきます通り、全國を統計いたして見ますと、國の事務のために、地方公共

團體は何十億、何百億かの余分の負担をしておる。それらに対して國は予算がないから、お前の方でいよいよやつておけ、やらなければ一体その責任はだれが負うのか、非常にむづかしい問題だといふやうな程度では、私はこの窮乏した地方公共団体の運営は困難だと思ふ。従つてもしこれが支拂われなかつた場合に、地方公共団体が國に対していかなる処置をとることができるといふ規定を、なぜ設けなかつたかといふことであります。この点について大臣のお考えを一應お聞きして

おきたいと思ひます。

○木村國務大臣 大分問題が大きくなつたやうであります。ただいまの御質問の御趣意である衛生統計専任職員についての給料の問題で、これは地方財政法上の趣旨としてはまことにおつしやる通り私も認めておるのであります。國の予算の組み方が非常にずさんであるといふことは、結果においてそういうことで出たのでありますけれども、これはまことにわずかな、今年から初めて地方財政法によつて実施せられるところの法律でありまして、全國で何でも三百五十人くらいしかおらないところの衛生職員の問題でありまして、これはたしかに手落ちだと思ひます。しかしどうもそれが少し違つた予算を組んだからといつて、ただちに政府が責任を負うてどうこうするといふやうなわけには、なかなか行きかねると思ひますから、もしどうしてもそうなければならぬといふことであるならば、予算はもう議會において決定せられて、今日何ともいたしかたがない場合でありますから、どうしても出さなければならぬといふことならば、補正予算でも組むやうにやらなければならぬ。補正予算を組みますには、政府の方では一般予算を議會の承認を得たばかりであり、その直後でありますから、これだけでだちに補正予算を組むといふわけにもなかなか参らぬと思ひます。わずかなといふと非常に言い方に難弊がありましようけれども、先ほど申しましたやうに、七万七千円の職員の支給額だけを予算にあげておりますから、どうぞその範囲内で何とか今年だけは繰合せてやつていただくのがよろう。よからうではなくて

うしてやつていただきたいと思ひます。今の選挙費の問題などは國がどうするといふやうなお話は、ここで私が單獨でもお答えできかねる問題でありますので、それは御答弁を保留しておきたいと思ひます。

○門司委員 私は大臣の御答弁は非常に不満です。私は何も衛生費だけを言つておるのではない。衛生費は一つの例に引いたのです。大臣がそうおつしやるなら從來の國の國庫補助の關係を、五十種類ほどありますが、一々説き上げましようか。そして一々御答弁願ひましようか。

問題は土地區画整理事業費が採択された結果は三千二百七十三万八千円になつております。これは國の補助は十分の八でなければならぬ。それにもかかわらず、これに對しまして補助額といひましては二千万円程度しか出していないといふことでもあります。十分の六であります。この差額はどのくらいになるか、これは一千八百八十四万二千円になつておるのであります。こゝういふふうな實際問題として來ていない。それから街路事業費の問題にいたしましても仮決算の額が八百四十四万四千円になつておりますが、これもやはり實際の額だけは來ていないのであります。上水道の建設復旧費のごときも、これは四百五十四万四千円に上つておりますので、これも當然割合が十分の七だといふことに仮定して参りますならば、この來ておりますのは、すなはち百五十幾分か参つていないのであります。従つて市で負担いたしましたものが大体三百万円以上になつておる。こゝういふことはこゝで一つ一

つひろうと、昨年度の予算面から申しますと非常にたくさんある。そゝういふめんどやうなことを避けて、横浜市が昨年度負担いたしました額——當然國から支拂わなければならないもの、今まで國が補助するもの、二分の一だとか十分の七、あるいは全額であるとかいふやうなもの、この補助規定が大体きまつております。そして今度の改正法ではこれを負担するといふ書いてありますが、從來の補助規定できまつた額で、當然來ないといふ額が、横浜市だけで千八百八十万円に上つておるのであります。當然國が補助規定によつて支拂うべき金である。それが國から参らない。これを知つたのはすでに事業を行つてしまつた後であつてどうにもならない。こゝういふことが現実の問題として起つておる。神奈川県においても當然各省の補助額として行わなければならないものの縣費負担が四百万を超えておる。こゝういふふうな實際問題として地方公共團體において、國から参りましたというの事業の補助額が、全額支給されないために、非常に大きな負担を背負つておる。この總額を合せますと何十億、百億を超える額を、現在地方では背負つておるのであります。その上にあゝいふ通帳が出ておるといふことである。これを總合して私はあなたにお聞きしておるのであります。そゝういふ場合に一體その補助額はどのやうな場合といふことでもあります。これが前に通帳が参りましたならばまだやりよいのであります。仕事をししてしまつて、おらえなかつたために、やむを得ず地方負担になつておる。その場合地方公共團體は、國に對してどういふ請求權を

持つておるかといふことでもあります。言いかえしますならば、國がやるといつてやらなかつた。そのもらえなかつた金を、地方公共團體は國にどういふ形で請求することができるといふことでもあります。これが今度の地方財政法の改正の中に織り込まれておらない。大臣は一体その点をどうお考えになつておりますか。

○木村國務大臣 いろいろ承りましたが、あなたのお説は横浜市を實例にとつての御意見であつたやうに考えます。國が都市計画について二分の一の補助をするといふことは、これは法令にあることは事實であります。それだけの補助の不足した額を、國から支拂われないといふやうなことがあるかないか、私今こゝでわかりません。お説を承つて調査してみなければその事實はつきりいたしませんけれども、今ちよつと頭に浮びますところでは、昨年度の都市計画事業につきましては、神奈川県に對しまして千萬元という縣の査定がしてあります。

今ちよつと注意がありましたので言ひ直しますが、千萬元ではないやうです。額はこゝではわかりませんが、とにかくある額の査定がしてあります。とにかくある額の査定の施行であります。その範囲内の工事の施行であります。それば、それに対して二分の一の補助は當然であります。それから横浜市においては都市計画を行つた金額は、そのわく内であるかどうかわかりませんが、横浜市でやられたものが、神奈川県が査定したわく内の範圍の都市計画でありますならば、むしろ二分の一は國が責任を負つて出さなければならぬ。ただ横浜市がそゝうであるとは申しませんが、とこによります

と、その査定金額の外へ出るくらいは施行をしておいて、そゝうして半分の補助をなせ出さぬといふ請求をされておるものもあるかといふに私も聞いておりますので、それはひとつ調べまして、はたしてその査定のわく内において横浜市がやつておるものを、國が二分の一の出さぬといふやうなものであれば、政府は十分なる責任を負わなければならぬと思つております。その査定されたわく外に事業を進めておいて、金額が上つておる、法律にあるから半分出せといふことであるやうなものと、これはちよつとこゝで明確に御答弁を申し上げかねます。

○門司委員 私は大臣の答弁はみな詭弁だと思ひます。私の今申し上げましたのは事例でありまして、それなら私はこゝでこゝで聞きますが、それに御答弁できますか。横浜市について申し上げておれば、神奈川県を申し上げます。農林省管轄になつておる農林水産金融監督助成費は二分の一の補助のところ、五一・九六％しか神奈川県に決着するになつておられません。これは一体どうしたのか。なお農業災害補償費は全額補助になつておるものが、九四・四八％になつておる。さらに農村工業奨励費は二分の一の補助率になつておるのに、三七・五七％しか來ていない。肥料需給調整費は三分の一の補助であります。これが五一・二八％になつております。これらの問題は一体どうなつておりますか。さらに農業用資材対策費は二分の一の國庫補助になつておりますが、三六・七九％しか來ていない。一〇〇％來ていないのは、農業指導配給物資の費用にすぎない。食糧増産確保、指導費は二分の一の補助

であります。これも三九・五四％しか来ていない。さらに養蚕増産奨励費のごときも、二分の一でなければならぬものが、わずかに三八・二九％しか来ていない。私の申し上げているのは補助率のパーセンテージでありまして、これが五％になつてゐるからといつて、決して三分の一が来てゐるわけではありません。その点は御了承願つておきます。さらに米の原産地の費用は、これも二分の一の補助であるべきものが三六・一五％しか来ていない。自給肥料増産費及施肥改良費も、二分の一の國庫補助が三一・九九％しか来ていないのであります。病虫害防除費も同じく二分の一の國庫補助が四七・九六％しか来ていない。甘藷、馬鈴薯増産費も、國の建前は二分の一の補助になつておりますが、わずかに四一・〇七％しか来ていないのであります。肥料配給費は全額國の補助になつてゐるものが、七九・二一％しか来ていないのであります。さらに養蚕経済調査実施の費用は二分の一の補助額が、四四・五三％しか来ていない。そのほか繭検定費、あるいは製糸業法の施行に伴う費用、蚕害予防監督費、これらのものも二分の一の補助であります。前二者を総合して四六・一五％しか来ていない。さらに原蚕種管理費、あるいは桑園拡充登録費の二分の一の補助金も、やはり五五・五四％しか来ていないのであります。さらに蔬菜漬物輸送調整費のごときも、二分の一の補助額なのに五六・六六しか来ていない。蔬菜漬物出荷指導費にあつても、二分の一の補助額が四九・三一％しか来ていないのであります。もし大臣がおわかりになるとすれば、私はこういうふうに一々数えて申し上げまして、御容弁を願ひます。さらに農林省関係では蔬菜指定産地設置指導費、農村小規模加工工業施設費、産業技術指導所の費用に對しましても、わずかに蔬菜指定の面について補助額の五九・八二％しか来ていない。農村小規模加工工業施設費に對しては、二分の一の補助が四〇・六四％、産業技術指導所の費用は、全額補助があるのに三九・九〇％しか来ていない。これ以上は、私もくたびれますから、申し上げませんが、私は、單に横浜市の都市計画がどうであるとか、厚生省関係のものがどうであるとか言つて、その一つの事例であつたにお聞きしてゐるわけではありません。ただこういう事例を申し上げておるのであります。で、こういうふうな補助額の何パーセントしか来ていない。全額は来ていないのであります。そこで神奈川県に負担する分を計算すると、一年に四百万円以上負担しなければならぬことになる。横浜市のごときは千八百二十万円の負担額を背負つており、当然政府が補助額として支給すべきものを支給しないために、日本の都道府県並びに市町村は非常に大きな負担をしてゐるのであります。もとよりこれは地方の仕事であり、同時に半面國の仕事であるために、二分の一とか、三分の一とか、あるいは全額という補助額を規定されておりますが、これらの事業費の中には、やはり当局と了解済みのものもなければならぬはずであります。地方予算を組む場合に、國の了解がなくて組む道理はない。地方の公共團體が、予算編成の際に、どれだけ國の補助金がもらえるのか見当がつかないのに、予算を組める道理はないのであります。当局はおそらく國との了解のもとに、そういう補助率をきめられた規定の上に立つて予算を組み、仕事をしておるのであります。従いまして、これらの予算の面で当然支給すべきものを支給しなかつた額を國はどうするの。もし國がそれを支給しなかつた場合は、地方公共團體は國に對してどういふ処置をとることができるといふことであります。國からどんなにだまされても、國から当然あてがわれるべきものをあてがわれなくて、泣き寝入りをしなければならぬ。か、といふことであります。この点をばつきりしておきたい。

○木村國務大臣 門司委員からいろいろ承りましたが、ごもつとも御立論であると思ひます。今御列挙になりました項目が一々その通りであるか否かは、農林その他各省の支給額をよく調べて、横浜市の予算と對照して検討しなければ明確になりませんが、かりに全部適正な要求であると仮定いたしましたれば、当然國は責任を持たなければならぬと思ひます。その場合、地方財政法に何らそういうことを規定されていないとさつき仰せられました。今取寄せて見ると、なるほどさういふ規定がないやうであります。そこで慎重に審議いたしまして、漸次さういふ規定を入れる必要がありはせぬかと、ただいまの御立論によつて考へるのであります。なお國としても、一朝一夕に全部は正すこともできないと思ひますけれども、地方自治の獨立と自立性を確保するために、万一さういふことがあるとすれば大いに改良し、是正しなければならぬ問題であります。

で、漸次この方向に向つてわれ／＼も努力いたす考へであります。

○門司委員 くだいようですが、大体大臣の意向がわかりましたので、これ以上全体の問題について話は申し上げません。私がさういふことを今日くどく申し上げたのは、從來の關係は補助の規定でありましたので、國の予算その他の都合によつて、多少の余裕は私があつたとも考えられる節がないではないのであります。しかしながら今度のこの規定は、半ば補助でなくして負担という文字をはつきりいたしておりますので、今度は當然に責任が重なると思ひます。負担すべきものを負担しなかつたといふことになる。従つて私は先ほどから質問をいたしておるのであります。當局はさういふことに気がつかなくてこの改正法律案を出されたといひますならば、非常なる當局の手落ちだと考えますが、當局がさういふ御意思でありますならば、一應當局もこれについてお考えを、願つて、会期中にこの法案を修正することができまします時間の範囲内において、御考慮を願ひたい。われ／＼もそれにできるだけ努力をするといふことを一應申し上げまして、各條にわたります質問を除いた一括質問を終りたいと思ひます。

○野村委員 現在地方の公共團體における困難な予算事情といふものは、いまさら申すまでもないのであります。今門司さんからいろいろ質疑のありましたことも、そのうちのことかと思ひます。さきに成立した本年度の予算そのものが、予算事情から行きまして、國と地方の均衡のとれた予算の上に立つて、日本の經濟の健全なる樹立といふ点において、やむを得ざる事情のもとに成立したわけですが、しかし今回提案されておるこの法案によりまして、深刻なる今日の地方公共團體の負担をさらに加重することになるわけでありまして、さういふ点においても國が地方に對して当然支拂すべきものにしては、遅滞なく支拂なければならぬことは當然だつたらうと、かように考へておるわけでありまして、そのうちの一つとして先般行われました選挙に對して、全國管理委員会からの陳情があつたわけですが、これらは目下政府においてもそれぞれその実情なりを調査中だつたらうと思ひます。地方公共團體においては、都道府縣あるいは市区町村において、融通してやつておる今日この問題は相當重大であると思ひますが、すみやかに政府支拂のいろ／＼なりにおいても、さういふ費用について最も緊急に公正な支出、現在一億二千万円ばかりの未支拂があるやうでございまして、さういふ点に對しては現在そのまま未支拂のものもあります。また都道府縣あるいは市区町村において立替えておるものもあるやうと思ひます。が、至急にこれは公正なる支拂の上に立つて、結論を得て、来るべき國會へ更正予算として当然出されなければならぬ。実狀から言ひますれば、そこまではな／＼／＼まてないものだと思いますが、すみやかに実情の調査を完了いたしまして、公共團體に對する補償を明確にいたすべきだつたらう、かように考へておりますので、この点に對して現在このこれに關する経過を伺つて、政府の方途をお尋ねしたいと思ひます。それからもう一つはガス事業税が課税されるわけですが、ガス事業には當

然副産物もあるわけです。こういうものに對しての課税方針は、政府においてはどうかふうにお考えになつておられますか。この点をお尋ねしたいと思います。

最後の一点は映画演劇に対する入場税の問題です。この点は先般の委員会においても、数回にわたつて政府当局の所信をたいておるわけです。地方財政委員会においても、この事実をお考えになつて、適當なる財源があればこれを減税をしたい。こういうことを考へておるようです。まことにわが意を得たものだ、こう思ふのです。しかし今日の映画演劇は、繰返して申し上げるまでもなく、特に都会生活者の健全娛樂として、日常生活から切離し得ない性質を持つておる。ただ地租、家屋税あるいはその他の問題などで、地方民の今日困難な負担を、さらに加重される現段階において、國の予算、地方の予算としても、非常に重要な対象を持つておる税であります。従つて結論から申し上げますれば、税収減になるというようなことは避けて行かなければならぬことはもちろんでございます。しかしこのことは私は今日の映画演劇に対する入場料金の統制、このわくをとりますならば、私は税収減に凌駕する希望を保持してゐる。今日の映画演劇は非常に貧困をきわめております。しかも自由に貿易が再開し、外國の映画等と對峙したときにおいて非常に劣等感を感じるわけです。しかもこれはほかの統制と違つて、料金そのものを統制する必要はどこから來ておるのですか。こういう点私は了解に苦むのであります。料金そのものの

價格というものを外すか訂正するならば大衆娛樂はもつとぐんと下げることによつて観客をふやすことができる。また高級な演劇については、さらに内容豊富にして行きますならば、しかもこれらの対象になります観客というものは、相當これに耐え得るものですから、こういうものに私は價格を統制する理由を一つも認めない。こういう点に對して私は少くとも半減をいたしたいのですが、十五割を十割に軽減し、そして同時に入場料金の統制のわくを外すことによつて、税収を、増すことが考えられるのであります。この点に對して大臣の御所見を伺いたいと思ひます。世界各国こういふような健全娛樂に對して——しかも日本が文化國家として再建をする上において映画演劇は非常に大きな使命を持つておる。それを今日のような事態に放置しておくことは、國民感情と背馳する、とても非常な大きなことがありまして、これはさういふ地方財政委員会も賛成しておるようでありまして、すみやかにこれを今回改善せんことを望んでやまない次第です。それから今回はさらにこれに關して証紙を考へておるようですが、これは多少性質は違つておる、取引高税においてもにが経験を重ねております。しかもこれによつて生きた藝術演劇、やはり各種の形によつて民衆を培養して行きます。さういふ官制統制的なものを、さらにここまで行くといふことは妥當でないと思ひます。これら四點に對して大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。最初の選挙公費の町村の負担と申しましようか、いわゆる平凡に申し上げると、立てかえに對して、すみやかに國の支拂いを要するときに、この経過はどうなつておるかということでありますが、これはまことに御同感さうでございます。今回の選挙は選挙法の大改正によりまして、選挙は公費になつていくことで、われ／＼選挙の公費によつて選挙を行つて参つたのであります。それが町村の負担に属しておることは、俗語で申しますと、まことにけしからぬことであると思ひます。われ／＼もこの点については深く留意いたして、いろいろ閣内でも話しておりますが、この所管は御承知のように選挙管理委員会に属しまして、選挙管理委員会はただいまこれに對する措置としては考案中であります。われ／＼の方からも切々これを請求しております。私がさういふことを申し上げるまでもないことではあります。どうぞ國會からもひと／＼選挙管理委員会を脅していただくように、私は希望申し上げます。それから次にガスの事業税のお尋ねがありました。このガスの事業税について、たゞ／＼ガスに關する一切の副産物、副産物について税を課するのでないかといふような誤解があります。これは、それは税法にもそのことをはっきり明記しておかなかつたのも一つの事落ちでありまして、今回の地方税の増設として記載いたしましたのは、ほんとうのガス、燃料のガス、台所で使うガス、あるいはそんなところは今はないと思ひますけれども、ストイダに使うガスといふような、ほんの

ガス燃料に對するところの事業税を課するだけでありまして、副産物、あるいはタール、その他ガスによつて発生するところの副産物、さういふものの生産に對しては課するつもりはございません。これは電氣使用税に伴つて、両立して課せられた問題でありまして、ただこれは燃料だけでありまして、これを言明を申し上げておきます。それからなお入場税の問題であります。まことにこれもごつともであります。ただいまの十五割などという入場税は、國税としても、今地方に移譲されておりますけれども、はなはだ高い税率であるとも考へております。ただいまのところこうしていろいろ地方財源が枯渇いたしております。地方に、ほかのものを上げて入場税だけを引下げるということは、どうしても理論に合わないように考へます。野村委員もおつしやるように入場税を撤廃しても、全歳入においてかえつてふえるから、この欠陥があるとは思われぬといふ御説でありまして、私も一應はさういふことも考へてみたのでありますけれども、どうもこれを十割くらいに減税いたしますと、減税したために元の通りの税額がとれるようには思われぬ。非常に減税になりはせぬかといふ懸念があります。この点を見解の相違でありますけれども、さういふふうには考へまして、今回はこの入場税に手をつけないでおります。さういふ次第であります。なお入場料の價格の統制を撤廃するといふお尋ねは、これは物價の所管に屬する問題でありますので、ここで私が申し上げるといふかと思ひますけれども、これは私個人といたしましては、あな

たのお説に同感であります。東京にあるところの東劇も、帝國も、靜岡の劇場も、町の劇場も、同じような統制がありますことはどうかと思ひます。これは私個人の意見として申し上げます。証紙はどうするか。非常に煩雜ではないか。これもその通りであります。が、われ／＼が証紙を発行しなければならぬと考へましたことは、何とかして納税の落ちのないうちに、漏水のないうちにこれを確保したいといふ意思から起つたことであります。この納税の確保さえできますならば、何を好んでかこの証紙を発行する必要もなからうかと思つておるものであります。大体これだけのことを御答弁申し上げます。○野村委員 一應お話を伺つたのですが、選挙管理委員会をさらに鞭撻督促せよといふようなお話でございます。が、近來年度は参議院の選挙も行われまして、特にこの問題はいろいろ政府支拂が遅れております。うちにおいて、非常に放置しておけない問題である、しかも現状においては時間外勤務の人たちに對してすら、不拂ひのまま置いておるような実情も伺つておるのであります。しかもこのことによつて將來起る選挙に影響することを懸念いたしますときは、非常に重大な問題であります。大臣も同様といたしてこの問題、しかもこれは都道府縣、全國の市区町村自体がこれに關與してやつたことであります。さういふ責任において、すみやかはこの問題を解決することに御努力願いたいと思つておる。それから映画演劇の入場税の問題に

対しましては、私は他の面において増税するときに云々というようなお話、こういうらみ合せはまつたくこもつともであります。そういう点において、私は結論において、これは税収減にならぬというの上に立つての意見を述べざるを得ない。この入場料金に対しては安本の所管に属することであるが、これと不可分のことであります。私は今大臣のお考えになつておるようなことは、実際の運営いかんによつては、一つも心配ない。こう考へて地方財政委員会でも支持しております。このことは國民の各層においても常識であります。むしろこういうことによつて良心的な藝術が生れる。今の十五割と云ふことは文化の否定ですらあらうと考へております。この点をさらにお考へいだいて、御考慮願ひたいと考へます。

○足鹿委員 先刻来地方財政制度の問題について、門司委員から現状の事実の上に立つて、いろいろと質疑が行われたのであります。私は財政法十條ないし九條等に關連いたしました、積極的な面について大臣の御所見なり、またこの法律案を提出されるに至つた間における、以下私が申し上げますことについて、どのような研究と考慮が拂われて、こういうきわめて不十分な案が提出されたかということについて伺ひたいと思つてあります。

まず第一に、地方財政法第十條例示の経費費目中の、負担割合の法定額を變更しなければならぬ問題はたくさんあると思つてあります。一々申し上げますと煩雜になりますので、一、二の事例を申し上げたいと思つてます。たとえば食糧、薪炭その他生活必需品の

配給に要するところの経費負担の問題について考慮が拂われたかどうか。これは食糧供出の経費が、全額國庫負担によつて行われておるものと同様でありまして、何らその性質において異なることはない。實際市町村の事情を見ますと轉入して來た者に対しては手数料をとつておる。それから轉出して行く者にも、やや軽いところの手数料をとるといふように、まことに零細な額を住民にかけまして、そしてこれらの金で國庫からあらうところの不足額をまかなつておるような実情であります。これらのことは少くとも地方財政委員会の長として、御存じのないはずはなからうと思つてあります。ただ十八項目にわたる若干の變更をもつて、はたして大臣としては満足しておられるのかどうか。もちろん不十分であるとお考へになつておると思つてますが、法第十條の経費費目中、負担割合の變更について、實際どういふふうにお考へになつておるか。特に災害應急事業、災害復旧事業というふうなものにつきましては、昭和二十四年度から著しく條件が悪化したことは、大臣も先刻來御存じのようでありまして、これらの点については如何としておることはできないと思つてあります。地方財政を圧迫しております一番大きなものは災害應急事業等が数えられるのでありまして、これらの点につきまして、少くともその負担の割合をかへることについて、当局としては善処されなければならなかつたはずである。この点についてどういふふうに出置されますか伺ひたいと思つてます。

○木村國務大臣 細目等事務的なことにわたりますので、政府委員から御答弁させます。

○萩田政府委員 この地方財政法ができてきて、國庫地方費の負担につきまゝの基本的な事項ができました。この中で、少くとも従前よりははつきりしたわけでございますが、遺憾ながらいろいろな關係で、いまだこの法律通りのことが実行されていないところ、地方財政の圧迫があると思つておる。至急この法律の精神に則りまして、予算的な措置を講じなければならぬと考へておるのであります。ただお述べになりましたように、負担割合について改正するものがあるかどうかということにつきましては、ただいまのところ、負担割合そのものは大體現在の通りでよいのではないか。むしろきまつております割合を、その通り実行することに主眼をおかなければならぬと考へております。

○足鹿委員 事務的と大臣はおつしやいますが、こういうものが積り積つて現在の地方自治体の財政的な圧迫をいたし、結局地方住民の負担の累加となつておるのであります。これをきわめて小さな事務的な問題として軽く考へていられないで、ほんとうにこういう事態についてよく大臣が御認識になつてこそ、地方自治体に対するあたたか行政の運営ができると思つてあります。あとでけつこうでありますから、總括的に大臣の御所見を承りたいと思つてます。

第二に伺ひますことは、財政法の十條が例示しております事務に準ずるところの事務、その経費に關しまして、地方の所としては、新たに負担割合を法定してもらいたいという問題がたふさんあることは、当局もお気づきになつておると思つてます。申し上げるまでもなく、いろいろな陳情なり要請が、ひんびんと行われておりますから御存じだらうと思つてますが、たとえばその中の戸籍事務のごとき問題、これあたりはほとんど國家の示した様式によつて、國家の仕事が市町村が代行しておる純然たる委任事務であります。これは現在市町村においては相当高額な手数料をとつて、ようやくまかなつておる実情であります。これは長い間問題になつておるのにもかかわらず、このたびの法律改正に際しては一つも触れておられませんか。これはどういふわけで触れておられないのか。これはどうあるか。當然過ぎるほど當然な問題であつて、いまださるる申し上げる必要もないことである。こういうことについては、まづたこのたびの改正に際しては触れておられない。長い間の懸案に対して一顧も與えておられないことに対して、私は非常に不満であります。この点についての御所見と、いま一つ新しい事態に對照して市町村の立場で困つた問題は、引揚者、復員者、職災者の援護に対する経費を相当負担しておることである。これは御存じでもありましようが、いわゆる数字に載らない経費といふものがこれにまつわつております。これらの点について、新しく負担を國の方に置いてせらるべき筋合ひのものであります。この点についても、このたびの改正には全然触れておられない。これは新しい事態であつて、特に注目すべき問題であらうと思つてますが、この点については全然御考慮の余地がないのか。また考慮されたけれども、財政上の点からしてやむを得ず割愛したのかという点について伺ひたいと思つてます。

○木村國務大臣 足鹿さんにおわびをいたしておきます。先ほど事務的と申しましたのは、あなたの御質問の全体が事務的という意味ではありませんで、どういふ邊考をしたかということをお尋ねになつたように考へましたので、それを事務的であると私は解釈して申し上げたのであります。御了解をお願いしたいと思います。

戸籍事務を國庫負担になぜしないか。これはまことにこもつともなことと私も存じております。今度の改正法に、もとより國庫負担として法案をしなければならぬものであります。が、また法案をいたします考へも持つておりましたけれども、ちよいと内閣におきまして住民登録法というものが、これは法務省の所管に属すると思つてますが、そういう案が出まして、一般的に住民登録をやろうということの話が進んでおりましたために、もしそういうものでもできますと、その機会にこの戸籍法に關する経費を、國庫負担にしたらよからうと思ひまして、今度の案にはあつたまいないした次第であります。その点御了解願ひたいと思つてます。それから引揚者の経費につきましては、第三十四條に掲げておりますような意味で、中央と地方と相まつて援護をいたしたい。こう考へております。

○足鹿委員 戸籍問題につきましては承りました。引揚者の問題について、これは私は引揚者ということに限つて申し上げているのではありませぬ。三十四條には引揚者の援護に要する経費といふことだけしかうたつておりませぬ。私の申し上げているのは、引揚者、復員者、職災者、いわゆる

大東亞戦争の終末とともに、新しく起きたこの悲しむべき戦争の犠牲者を、総括して申し上げてゐるのであります。ただ、ただに引揚げるというふうに限定して御解釈にならないで、当然戦争犠牲者という意味においての御解釈のもとに、これに対する援護事務の経費は、当然國庫の全額負担とすべきものである。こういう意味で御所見を今一應承りたいと存じます。

それから第三にお伺いしたいのであります。それは地方財政法第九條に例示されております現行のものに對しては、一齊に地方の團體としては不満を持つてゐるのであります。特に本年度の予算が多数をもつて成立いたしてありますが、その及ぼす影響は、特に教育問題、警察問題、消防問題等に、深刻な影響を與へてゐることは御存じの通りであります。六、三制実施に關するところの経費、自治体警察に要するところの経費といふことが、きつのは、当然全額國庫で負担せらるべき筋合ひのものであります。また消防等については、大体半々といふのが、最も妥當な輿論として主張されてゐるのであります。ところが本年度の予算の実施の上から見まして、六、三制の問題はまさに逆轉をして、教育の破壊といふところまで危機に及んでゐるのであります。この点については、ただ單に地方財政上の問題ではありませぬ。事教育の問題にも關係があり、また治安の問題にも關係がありまして、一概に今後の対策というふうなことに、ついで、大臣の御所見を承ることもむりかと存じます。地方財政を主管されておられる大臣の立場から、この問題に對する御所見を承りたい。九條の

うち、これらの問題についての改正の御意思は本案提出前になつたのでありましようか。それらの点についての経費がありましたならば、御所見を承りたい。

さらにまた地方公共團體の地域の中にある公共的團體、たとえば農業協同組合とか、農地委員会とか、あるいは農業調整委員会とか、いろいろなものがあります。これらの総合調整権といふものは、自治法によつて首長に與へられておられます。これらの問題は、最近の自治行政の上で非常に大きな問題を起してあります。たとえば町村長の解任の原因が、財政的なやりくりができないための解任等もありますが、私が見るところでは、かかつて供出問題のうまくさばいた村長、さばかない村長といふことによつて、村長の價值がきまると言われるくらいで、食糧調整の面において非常に大きな仕事を持つてゐる團體、あるいは農地解放の團體、協同組合の團體、これらをつまづ総合調整して行くところに、新しい市町村の長として、あるいは府縣の長として、手腕が認められたか、いなかといふことがかかつてゐるようでありまゝ。これらの点の総合調整に對して、地方財政委員会ないしは木村國務大臣として必要をお認めになるかどうか。でき得ればこれをもつと力強く推進して行くようにするために、國庫の負担率を、少くとも二分の一程度にするように改正いたし、そうしてその運営の實際に即したやり方でないかと私に思ふのであります。この点についてお伺いしたいと存じます。

○木村國務大臣 地方財政が六、三制に及ぼす問題をお述べになつたのであります。が、まことにこれも適切な問題でありまして、ただいまの地方財政としては非常に困つてゐる問題であります。今年ばかりより六、三制の中学校建築の最終年度に當つておられますが、公共事業費が削減されて出ません。これに對処してどうするかといふことは、主管大臣の文部大臣として非常に今心配をして奔走をいたしてあります。その結果いよいよこれがどうなるかといふ見きわめはまだはつきりついておりません。その上で何とか對処したいといふ考えを持つております。

それから警察費の地方負担につきましては、これは元來の趣旨から申しまして、警察費は地方が自治である限りは、この法の建前といたしまして、地方で負担すべき性質のものであります。が、その負担が非常に苦痛であると申すことは、地方財政がまことにゆたかでないから苦痛であるのであります。警察費自体は、國から補助などをして、これを運営すべきものでない。地方自治法で言へば、警察はまづたく獨立して、これは地方自治の負担に属すべきものであると私どもは解釈いたしてあります。しかしながらただいまの自治体に即して考へて見ますと、警察費は非常に重い負担になつておりますので、これも何か將來方法をもちて警察法の改正でもしてもらわなければならぬといふ考えを持つておられます。ただいま主管大臣の方においで、大なる考慮を拂つておられることを申し上げてよろうかと申すております。それから農業組合の問題や、食糧供出その他総合調整の問題は、主管が自治課の主管でありまして、幸い

ここに官房次長が見えておりますので、官房次長に説明を願ひたいと思ひます。

○郵政府委員 地方におきます各種團體等の活動、實際各種團體が活動すると申しましても、それ自身の活動は廣い意味での地方自治を伸ばします上に、現在いたつて力が伸びておらぬように考へております。さういふ意味合いで、統制するとか、規制するとかいふ意味合ひでなく、地方自治法の総合調整の規定といふものは、私は大いに活用されることが望ましいことだと思つております。

○足鹿委員 あとからおいでになつたので、私が申し上げた趣旨が少く徹底しておらないと思ひます。私の申し上げたのは、官房次長にお尋ねを申し上げておるのではなく、大臣にその総合調整の全きを期するためには、當然相當大きな経費が伴つて來るので、その点について第九條に明示されたもので、負担を新しく國の方でもう少し考へ直される必要がありはしないかといふことを申し上げたのであります。さういふ意味のことをお尋ね申し上げたのであります。総合調整の必要なことは申すまでもないことでありまして、そのことを申し上げたのであります。それから六、三制の問題と自治体警察の問題については、非常に心配をしてゐる。大なる考慮を今關係者ともにしておるといふ意味のことでありまして、もう少し具體的にお願いします。願ひたいものか、これは地方のものとして、この点で今非常な悩みを持つておるのであります。もはや國会もあつて閉会になるのであります。この機会にさういふ抽象的なことでは

くて、もしでき得るならばその輪廓程度でも、いまだ少し突込んだ御答弁が願ひできたら、ひとつこれもお聞かせ願ひたいと存じます。

最後に大臣にお伺い申し上げます。が、國家施設維持につきまして、盛んに寄付金徴収が流行いたしてあります。流行と申しますと語弊がありますが、やむを得ずさういふ結果になつておるのであります。たとえば私の縣で総合大學の問題が起きておる。これに對しては市町村に對して膨大な負担金と申しますか、寄付金といふやうなものゝ求めておる。もしそれができないならば、どうも開校もお流れになりはしないかといふふうな案じられておるのであります。こういう國家施設を國立の名においておやりになるが、實際はその建設なり、維持なり、その後の経費なりについて、ほとんど市町村の住民に對して膨大な寄付金を押しつけて來る。子供かわい、一念からみんな苦しいけれども、でも學校ができるとできないとはといふ氣持から、まことにむづかしい算段をして、この寄付金を今まで負担しておられます。これらの点について何か明確に、地方財政の上でもいつこうでありますし、關係の法令等の上において、かような幣風を除去して行く條項を設けるとか、あるいは適當な処置を講じて行かないならば、結局においていゝゆる義務負担外の負担によつて、地方自治体は非常な重圧を實際の上において受けて來ると思ふのであります。その見通しについて御所見がありましたら承りたい。

○木村國務大臣 六、三制地方自治警察の負担について大なる考慮を拂つて

行く、それはどういふことか、知つておれば漏らしてくれないかというお話でありましたが、全然私の所管にないことでありまして、これはたゞいま警察法のものにつきましては、少し関係するところが特別なところにありますので、ここで知つておられます限りの内容を申し上げることはちよつとお許しを願ひたい。

それから義務教育費もやはりそういう関係にありまして、文部大臣が日夜非常に心胆を傾けて努力していろいろことを、一つだけ御了承願ひたいと思ひます。

それから第九條について何か考えはないかというお話でありましたが、これは一般に地方行政に關して何か経費に關係することでありまして、経費について何か考えはないかというお尋ねでありましたが、一般の財政強化に關する問題でありまして、要は財政の強化からひとつその根底を發見して参りませうければ、別にこれを全部どうするといふような改正の立案は、たゞいま考へておらない次第であります。

なお寄付金の問題、これは御心配になつておるようでございます。もつともでございますが、どうも近來いろいろな公共事業費、あるいは即付税の減額によりまして地方は非常に困つております。六、三制などの経費についても、寄付金をもつてこれに充當するといふことが大分行われております。

なおお説のように大学の建設について、これも大分寄付金がある意において強制に流れるような傾きのある地方も、まゝあるようでありまして、せんだつて開議決定をいたしまして、それぞれ地方へ通牒を發して、むりな寄

付は勧誘しないようにといふことを通達いたしておきましたから、もう一般地方公共団体に最近徹底しておるだらうと思つております。その通牒の案文はここに持つておりませんが、とにかく開議決定をいたしまして、もう十日ぐらゐ前に提出いたしましたので、それを通達を發しておるはずでございます。

それから今の財政法に何か明記してないかという御尋ねでありましたが、第十二條に「大学の例なんかを引くとこれに該当すると思ひますが、地方公共団体が処理する、権限を有しない事務を行うために要する経費について

は、法律又は政令で定めるものを除く外、國は、地方公共団体に對し、その経費を負担せざるやうな措置をしてはならない」といふことが第十二條にありますが、大学なんかはこれに該当するものであると解釈いたしております。

○中島委員長 内閣官房次長が出席せられておりますから、便宜委員長より衆議院議員選挙費に對してお尋ねしまして、もしそれで要領を得ませうければ、どうか御自由にお伺ひ願ひたい。

今年一月に執行せられた衆議院議員選挙費について、政府の未支拂いの分が相當にあるように聞いているのであります。これは非常に地方財政に於いて困難をし、そればかりでなく選挙における費用のごときものを立てかえて、政府がこの支拂いを躊躇しておるようであると、將來の選挙に於いて非常な弊害があるのではないかと思ひが、主管者としてはどうお考えになつておるか、その点御答弁を願ひたいと思ひます。

○郡政府委員 御指摘のように、國會議員の選挙に關する一切の経費は、國において負担いたさなければならぬものであります。そういたしまして一月執行の衆議院議員選挙に於いて、選挙の執行途中から経費に不足を生ずるのではないかと、これは、當該選挙を執行いたしました機関から、る説明がございました。政府といたしまして、もし不足を生じた場合には、適當な処置をとる旨書面で発表をいたしておる経過がございます。従いまして、その後大蔵省においては、それぞれの縣についてはたゞ足りなかつたか、相當な調査をいたしておりました。その調査の結果もまづつておりまして、政府として確かにすべての府縣については申せませんが、相當の縣においては不足を生じておりますことは認めておりますので、これに對しては必要な処置をとりたいと思ひております。しかしながら、ただいまの予算においてその処置の方法がございませんで、來るべき機会において、これについては処置をいたさなければならぬように考へております。

○門司委員 私は今の官房次長のお話で一應了承したのでありますが、ここで政府が書面で一應はつきりと選挙管理委員会に通告されていふといふことは大体明瞭になりました。それで処置であります。今の次長のお話では、今の予算ではどうにもならないからといふことではこれは済まされないものであります。この費用の大部分といふものは、地方の都道府縣あるいは市区町村の吏員の諸君のほとんどが、多忙手当、選挙中は多忙な仕事についておりますので、この人件費が大部分

で、これらの経費の支拂いが遅れておることは迷惑であります。従つて御存じのように地方の會計年度は過ぎておりますので、その支拂いに、現実の問題として今実は困つておられて、この人件費をどういふふうになく置かれることは非常に迷惑するのであります。ただいまの官房次長の御答弁では、この予算ではどうにもならないから、いつかどうにかするといふのであります。ところが、大体その時期が明確にならなかつたので、地方公共団体に迷惑するので、その時期がおよそおわかりになつたならば、この際ひとつ明確にお答へ願ひたいと思ひます。

○郡政府委員 ただいま申し上げました通り、次に臨時國會等のごさいの場合に考へるべき問題でありまして、これは確かに政府、公共団体職員等に對して、超過勤務手当の未支拂い分がありますことは、まことに御氣の毒に考へております。ひとり選挙の執行ばかりでなく、そういうような事例は他にも承知いたしておられて、この処置につきましては、全般的にいろいろ苦心をいたしておられます。しかしながら、全國選挙執行の際の分につきましては、現在の予算として、現在においてはまことに残念でございますが、処置のないことを御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 もう少し聞きたいのです。これは今のような残念だといふようなことだけでは実は済まされないと思ひます。政府はひとつ責任をもつて日にちを何日にしてやうといふことには行かぬと思ひますが、ひとつやつてもらひませんと、選挙に關した問題でありますので、かなり私はめんど

うな問題が起るのではないかというように考へられるのであります。すでに來年は衆議院の選挙が目の前に迫つております。その際に、政府はこういうものを臨時國會のときに補正予算をとつてなんといふやうなことで、これはこの次の選挙のときには非常に相違されるのであります。そういうことを言わないで全額を見積りまして、わずか一億八千二百万円でありまして、政府の予算の上からいへば、そう大した予算でないと思ひます。政府は、これを何らかの形で至急支拂うといふ、この際ひとつ御答弁をせびお願ひしたいと思ひます。それのない限りは、なか／＼これは今の答弁のままでは、われ／＼実は承服することはできないのであります。この点官房次長は一應どういふふうにお考えになつておりますか、もう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○郡政府委員 前年度の予算において、實際われ／＼内輪で予備金の残から引出し得ないものかといふことで、かなり努力いたしまして、しかもその結果でございませう、持越しに相なつておるのであります。これは一億八千万と一口におつしやいまして、現在の予算では、かなり巨額なもので、これにどういふ方に振向けます金の予備金をまつたつておられません。現在の予算においては事實繰りまわしがつかないものであります。次の機会に解決をいたします以外に、政府として、事柄の緊要性は存じておりますし、私自身もよく知つておるのであります。が、どうしても処置できない状態になつております。

○藤田委員 ただいまの郡官房次長の

御答弁でその誠意は十分に承いたしました。私の縣はちょうどその十分の一の一千八百万という龐大な負担をいたしております。どうかもう少し具体的に、次の臨時國會で追加予算で提出するとか何とか、具体的な御答弁を願えれば、たいへんけっこうと思ひます。

○郵政府委員 各縣からお出しくださいましたそれぞれの数字も、私も拝見いたしております。それからまた實際調べましたところで、必ずしもそれに一致しておられないような分もあるのでございまして、それで將來の選挙につきましては、衆議院議員選挙が休日のために、相当超過勤務を多くいたさせまして、行われる日取りに相なりましたことが、予算の執行上たいへん支障を來した一つの原因となつております。これはこの問題に直接の関係はございせんが、將來はそれらの点について十分考えまして、地方の公務員に御迷惑をかけないようにいたしたいと思つておりますが、先般の選挙の問題については、ただいま申し述べましたように、精算をいたしました結果に基いて処置をいたしますために、國庫當局と現に相談を進めておりますので、必ずこれはお約束して解決をいたすことにいたします。

○谷口委員 今足鹿君に対する大臣の御答弁の中に、寄付金の問題で、むりな寄付をしてはならないという通牒を出したというお話だつたのですが、寄付金についての通牒はこの委員会に御提出願えないでしょうか。どういふ通牒をお出しになつたのか。

○萩田政府委員 通牒の件について、この法案が通りましたときに、施行

の通牒として出したいと考えております。用意してあるだけでございまして、まだ正式には出ておりません。ただこういう用意があるということ、は、この間から總務部長會議や庶務課長會議を開きまして、こういう通牒が出るはずだということを申ししております。

○谷口委員 それではお出しになつたというのほうそだつたということでございますね、出す用意はしてあるということですね。

○足鹿委員 それでは大臣に伺います。もう十日くらい前に出したから着いただらうというお話でありました。が、そうすると今の事務局長のお話と違ふのですが……。

○木村國務大臣 それは十日くらい前に閣議で決定いたしましたのであります。出せということは私は示達してあります。その間の事務のことは私は……。

○足鹿委員 さつき事務的に通牒文をお願いしたのですが、今谷口君からお話がありましたので、私からも申し上げますが、通牒文は都道府縣當該部課長會議に発表したものであるが、ここに発表はできないか。われ／＼に頂戴することはできないかという意味ですか。

○萩田政府委員 先ほど申し上げましたように、出すということになつておりますが、法案が通りましたときでないと、きつかけがありませんので、正式にはそのときに出るわけでありまして、ただ内容につきましては、大臣もごらんになつておきまして、用意がいたしてあります。そうしてそれにつきましては、すでに地方の課長を十日ばかり前に集めましたので、そのときに渡してあります。内容は別に出不ないものではございせん、簡単に財政收入の不足を補うために、いたずらに寄付金の増収を期するようなことは、強く排撃されなければならないということが書いてあるだけのことでありまして、

○中島委員長 この程度で今日の質疑は終つておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

昭和二十四年八月十七日印刷

昭和二十四年八月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第三号)

(五〇二)